

第146回香川県大規模小売店舗立地審査会 議事概要

1 日 時：令和7年10月6日（月） 13時30分から16時50分

2 場 所：香川県庁 本館12階 第3会議室

3 出席委員：7名中4名

4 概 要：

(1)「ドラッグコスモス多度津庄店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委 員：資料では8km/hの徐行運転を促すとある一方、荷さばき車両と従業員車両については10km/h走行を遵守させるとあるが、どういうことか。

届出者：荷さばき車両については夜間の荷さばきがないため、昼夜問わず10km/h走行で計画している。従業員車両も同様に、常時10km/h走行で計画している。

委 員：場内に8km/h走行の看板を設置しながら従業員車両等は10km/h走行というのは矛盾があると思うので、荷さばき車両や従業員車両にも8km/h走行の徹底をお願いしたい。

届出者：分かりました。

(審査結果)

会 長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・来客車両と同様に、荷さばき車両及び従業員車両についても場内8km/h走行を徹底すること。
- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺的生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(2)「(仮称)ザグザグ西町店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委 員：予測地点Bの数値が厳しいため、10km/h徐行の周知看板を店舗出入口の西側に追加で設置いただければより安心できるかと思う。

届出者：店舗出入口付近に徐行運転の看板を追加で設置させていただく。

委 員：歩行者通路が駐車マスの前側を通るかたちで設置されているが、駐車している車両が急に発進することもあると思うので、駐車マスの後ろ側を通るようにできないか。

届出者：歩行者通路の位置を駐車マスの後ろ側にした場合、歩行者・車両の双方にとってお互いを視認することが難しくなり、危険性が高まるのではないかと思う。それであれば、出入口1から店舗出入口に至る車路の東側に歩行者通路を移し、かつ車路が交錯する部分の通路を横断歩道の路面標示にして通行いただく方がより安全かと思う。

委員：駐輪場や身障者等用駐車マスが店舗出入口に近いこともあり、店舗出入口付近において様々な交通手段の来客が交錯しやすく、少し危険かと思う。歩行者と車両の交錯について注意喚起するため、例えば店舗出入口付近の停止線部分に「とまれ」の文字を路面標示する等、対策を検討されてはどうか。

届出者：検討させていただく。

(審査結果)

会長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・店舗出入口の西側にアイドリングストップ・徐行運転の看板を設置すること。
- ・歩行者通路について、届出者から示された代案どおり位置を変更するとともに、利用者の安全が確保できるよう路面標示等の対策を検討すること。
- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺の生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(3)「観音寺ファッションモール」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委員：騒音予測が基準値を超過している点について、近隣住民の方とは十分に調整されているのか。

届出者：近隣住民の方を個別に訪問し、出店に伴う影響について説明するとともに、要望等をお伺いさせていただいた。なお、旧店舗（しまむら観音寺店）の荷さばきは1日1台で昼間の時間帯に行っており、新店舗でも物流体制に大きな変更はないと思われるが、届出書の荷さばき時間帯は会社の方針で24時間としているため、騒音予測の数値も夜間に荷さばきが発生することを前提としたものになっている。

今後、夜間の荷さばきによって苦情等が発生した場合には、荷さばき車両を住宅が面していない入口1と出口2の間に駐車し、台車で店舗出入口から搬入する等の対策を講じることも考えている。

(審査結果)

会長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺の生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(以上)